

森キミ氏と町との

叙勲問題が円満に解決

故森清太郎氏の叙勲問題に關し、森キミ氏が町に對する調停を取り下げることで終了したものです。なお、この解決に關しては、青木町長が六月議会の席上報告し、議事録に掲載されました。

「本件の紛争の経過と、青木町長と森キミ氏との間で成立した調停の内容について」

森キミ氏が昭和五九年春ごろ町長として職員の任務懈怠がないように努めることを約束したため、

前町長に對し事実を確認したところ、前町長からは昭和五九年八月一日付けの書面をもって、叙勲手続が適切になされなかつたことを認めるとともに、謝罪がなされたものであります。（謝罪文は左のとおり）

この謝罪文が公文書であるか前町長の私文書であるかということが後日争点となり、森氏より新潟地方裁判所に提訴その後新潟簡易

裁判所の調停に移管されていたものであります。黒埼町としては前記文書を公文書としての取扱をなしていることを確認し、青木町長において、謝罪したために和解が成立したものであります。

青木町長と森キミ氏との間で成立した調停の内容は左記のとおりです。

調停条項

出席者

申立人 青木町長、岩野正弁護士
相手方 森キミ氏、石田芳博弁護士

一、申立人は、現在黒埼町町長であるところ、相手方に対し、相手方の夫亡森清太郎が生前黒埼町の吏員・助役及び町長として生涯を通じて黒埼町に奉職し、町政発展のために寄与した功績が多であったことを認め、ここに深甚な敬意と感謝の念を表明する。

二、申立人は、黒埼町が森清太郎を前項の地方自治功勞により昭和五七年春の生存者叙勲候補者として推薦するべきであったにもかかわらず、該当事者が多く叙勲は困難であるとの安易な判断から新潟県にその推薦の手続をとらず、同人をして叙勲の期間を失わせた懈怠のあったことを認め、ここに遺憾の念を表明して陳謝する。

三、申立人は、今後黒埼町が前項の職務懈怠を繰り返さないように自ら反省し、部下職員に對する指導監督を嚴重に行うことを誓約する。

森 キ ミ 殿

故森清太郎氏の靈前にめづき謹んで申し上げます。

あなたは、申し上げるまでもなく黒埼町に對するご功績は数多く、また生涯を通じて職員から助役、そして町長として奉職され町政発展に寄与されました。更に、後輩の指導はもとより数々の足跡を残されましたことに対し深甚なる敬意と感謝の念を禁じ得ません。

さて、叙勲につきましての不幸をおおひしなければなりません。まず、生存者叙勲につきましては、昭和五七年春に基準に達していたにもかかわらず該当事者も非常に多く授与は困難だという判断から県に経歴書を提出せず叙勲候補者にできなくなったもので大変申し訳ありませんでした。また、死亡叙勲につきましても残念ながら叙勲されませんでした。

このことに関しご迷惑をかけ更に数々のご心配をおかけしましたことは、私の監督不行届きによるもので深くお詫び申し上げます。以後このようなことのないよう配慮し、町政運営に努める所存でありますので天上から慈愛のこもつたご助力を賜りますようお願い申し上げます。うやうやしくご報告申し上げます。

昭和五九年八月七日

黒埼町長 湯妻 茂一
上記立合人 乙 川



黒埼町第3次総合計画

5万人都市へ向けて



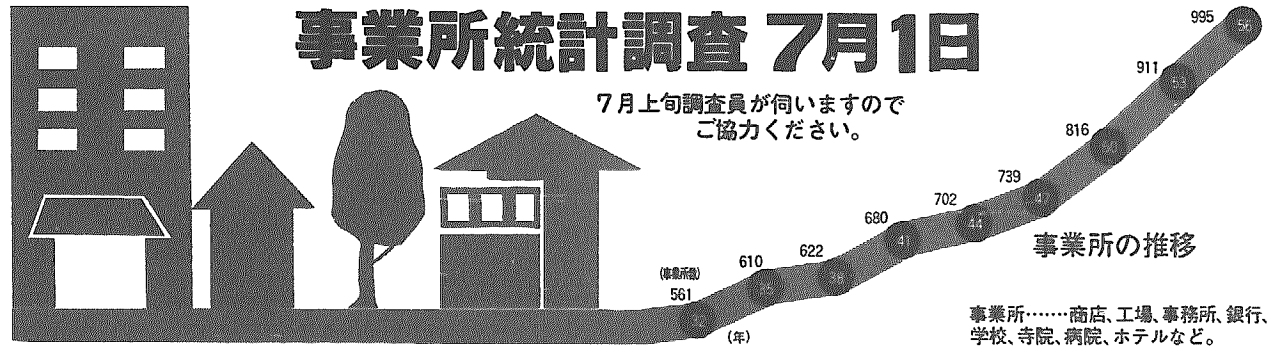
黒埼町は昭和46年に第1次総合計画を、51年に第2次総合計画を策定し、行政運営の指針としてきました。この間、昭和48年に町制を施行し、関越・北陸自動車道が開通するなど町は大きく変容し、特に都市化の進展は著しく、昭和60年国勢調査では県下一の人口増加率を示しています。町政へは多種多様な要望が寄せられています。

このようななかで、県都新潟市の副都心として機能する「5万人都市」を目標とした黒埼町第3次総合計画を策定しました。本計画では「人と緑と産業の調和したまち」を基本理念とし、農業をはじめとする各産業の振興、活性化を図るとともに、生活環境の向上に努めることにしています。また、今後迎える本格的な高速交通・高度情報化時代に対応した土地利用の見直しや、黒崎南インター新設構想による「躍動する機能のまち」、高齢化社会のなかでの文化指向の高まりに対応した「特性をいかした豊かな文化のまち」をテーマに「21世紀の黒埼町、を築きあげる計画」です。

黒 埼 町

事業所統計調査 7月1日

7月上旬調査員が伺いますので
ご協力ください。



事業所……商店、工場、事務所、銀行、学校、寺院、病院、ホテルなど。